

女エク事前アンケート・同意書

(カナ)

氏名： _____ 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所： 〒 _____ TEL： _____
全てのご連絡はLINEにて行いますので必ずご記載ください。

_____ LINE ID： _____

身長 (おおよそ大丈夫です) 体重 (おおよそ大丈夫です) LINEが無い場合はメールアドレスをご記載ください。

_____ cm _____ kg MAIL： _____

★疾患や診断経験について聞かせてください (子宮筋腫、乳がんなどの婦人科疾患 等)

持病 ある ない 病名(複数ある場合は全てご記載ください)

通院歴 通院中 通院終了 病名内容(複数ある場合は全てご記載ください)

手術経験 ある ない 予定あり 病名内容(複数ある場合は全てご記載ください)

★服用中のお薬について教えてください。

現在服用中のお薬 お薬の名前(複数ある場合は全てご記載ください)
 ある ない

過去服用経験があるお薬 お薬の名前(複数ある場合は全てご記載ください)
 ある ない

★出産のご経験についてお聞かせください

ご出産回数 _____ 回 自然分娩 _____ 回 帝王切開 _____ 回
ご出産方法

最後の出産

産後の体調不良はありますか(複数回答可)

年 月

むくみ ・ 姿勢 ・ 尿もれ ・ 便秘 ・ 体(型)重が戻らない

その他悩みや症状があれば

☆運動(スポーツ)のご経験についてお聞かせください

何か運動をしていましたか？

それはどのくらいやりましたか？

_____年

いつまでしてましたか？

その時にケガはしましたか？

_____頃まで

☆現在の課題などがあればご記載ください。

☆最後に質問や書きたい事、なんでも自由にご記載ください。

下記女エク規約に同意の上申し込む。

日付 _____年 月 日

ご住所

名前

女エク規約

第1条

女エク会員規約（以下「本会規約」といいます。）は女エクの会員、女エクに入会しようとする方および女エクをとり行う施設(公認院、公認店舗)やオンラインレッスンシステムを利用する方に適用します。

第2条

女エクのすべての提携施設は、「エントウジョイン株式会社」（以下「Ej社」といいます。）が経営または提携契約を行っている施設、またそれらが合意の上レンタルしたスペースや施設をさします。

第3条（個人情報保護）

Ej社は、Ej社の保有する会員の個人情報を、Ej社が定める個人情報保護方針に従って管理します。

第4条（入会手続き等）

女エクに入会しようとするときは、Ej社が別途定める手続きを行うことにより、入会申込みを行っていただきます。

第5条（諸費用）

1. 会員は、Ej社に対し、Ej社が別途定める期日(お申し込みから1週間)までに、入会金及びコース費用等Ej社が別途定める諸費用（以下「諸費用」といいます。）をお支払いいただきます。
2. 会員は、実際の施設利用の有無に関わらず、前項の諸費用をお支払いいただきます。
3. 一旦納入した諸費用は、返還できません。但し、第19条に定める中途解約、第20条に定める除名の場合は除きます。
4. 会員が第1項に定める期日までに諸費用を支払わない等債務不履行がある場合、Ej社は、会員に対し通知することにより、未払いの諸費用とEj社が会員に対して負う債務とを対当額にて相殺することがあります。

第6条（会員資格の取得）

第4条の入会手続きが完了したときに、会員資格を取得するものとします。

第7条（会員資格の相続・譲渡）

女エクの会員資格は他の方に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権および譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。但し、プレゼント制度の申請をいただいた場合に限り、セッション回数の1部譲渡、売買は可能となりますが、会員資格は会員のみ依存します。また、女エクの会員資格は、相続その他の包括承継の対象にはなりません。

第8条（施設内諸規則の遵守）

会員は、諸施設（契約治療院や契約店舗）の利用にあたり、本会則および施設内諸規則を遵守し、施設スタッフの指示に従っていただきます。また、諸施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。

第9条（禁止事項）

会員は、諸施設（提携院や提携店舗を含む）において次の行為をしてはいけません。

- (1) 他の会員や施設・スタッフを誹謗、中傷する行為。
- (2) 他の会員や施設・スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の一切の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発する行為、他の会員や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為。
- (6) 他の会員や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為。
- (9) 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為。
- (10) 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
- (11) その他法令および公序良俗に反する一切の行為。

第10条（免責）

1. 会員が諸施設の女エク、女エクのセッション意外の利用中または諸施設の外で被った損害や怪我その他の事故について、Ej社に故意または過失がない限り、Ej社は当該損害に対する一切の責任を負いません。
2. 女エクでは、会員が金銭、貴金属その他貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、Ej社に故意または過失がない限り、会員各自の自己責任とし、Ej社は責任を負いません。
3. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについて、Ej社は一切関与いたしません。

第11条（会員の損害賠償責任）

会員が諸施設の利用中、会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負い、会社に対して一切迷惑をかけないものとします。

第12条（会員資格喪失）

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1) 第17条により除名されたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) Ej社が入会手続きをした施設の全部を第23条により閉鎖したとき。
- (4) 法人会員においては、法人会員契約の終了または変更により会員資格を喪失したとき。
- (6) 会員に対し、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他倒産 処理手続（将来制定される手続きを含みます。）開始の申立てがあったとき。

第13条（予約の変更・キャンセル）

予約の変更・キャンセルについては、前々日の夜22:00までに当社指定ツール(システム)にて連絡を行うものとする。

上記連絡が時間以内に無い場合は、契約セッション数の1回分が消費されたものとする。

第14条（有効期限の延長）

会員は、コースの有効期限内に規定回数のトレーニングを実施できないときは、会社所定の書面により有効期限の延長手続きを行うことができるものとします。延長を許可する内容や期間については、以下のとおりとします。

- (1) 怪我や病気などによる運動が困難な状態であり、且つ医師の診断書がある場合。
- (2) 契約店舗の改装や破損で他店転換処置を受けない場合。

第15条（中途解約）

1. 会員（ビジターを含みます。以下本条において同様です。）は、お申込みされたコースに係る契約を自己都合により中途解約するときは、書面により解約の申出を行うものとします。当該契約は、会員の当該解約の申出により解約されます。

2. 前項により会員が、1回目のトレーニング（トレーニングは有償のものに限ります。本条において以下同様です。）前に中途解約した場合、コース費用以外の費用については、法令の定めにより当社が責任を負担すべき場合を除いて、理由の如何を問わず返還いたしません。

3. 前項に加え、消化したトレーニング分と入会金や指定手数料を覗き、残り分を月末締め翌々月10日に指定口座へお振込により返金いたします。また、有効期限をすぎたものに関しては返金対象外となります。

第16条（返金ルール）

セッション数の消化数に応じて、返金割合が決まります。お支払い金額÷8回(所定回数)×残り回数×規定%が計算式となります。

セッション消化数1回(残りセッション7回)の場合70%。

セッション消化数2~4回の場合50%。

セッション消化数5~6回の場合30%。

セッション消化数7回の場合10%。

購入から7日間、セッションを1度も消化をしていない場合はクーリングオフ対象となります。

8日目以降のキャンセルによる返金の場合は、事務手数料として3000円を相殺、振込手数料は契約者が負担する形となります。

第17条（除名等）

1. Ej社は、会員が次の各号に該当するときは、その会員を女エクから除名することができます。除名された会員は、以後諸施設の利用が一切できません。

- (1) 入会資格を喪失したとき。または、入会資格を満たしていなかったことが入会後に判明したとき。
- (2) 本規約および施設内諸規則に違反したとき。
- (3) 他の会員、施設スタッフを誹謗、中傷し、女エクやEj社、提携院、提携店舗に被害の届出があったとき。
- (4) 他の会員、施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の一切の暴力行為があったとき。
- (5) 大声、奇声を発する行為、他の会員、施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。
- (6) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員、施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。
- (7) クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為があったとき。
- (8) 他の会員、施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為があり、女エクや提携院または提携店舗にその旨の届出があったとき。
- (9) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為があったとき。
- (10) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為があったとき。
- (11) 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為があったとき。
- (12) 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為を行い、施設スタッフの中止勧告に従わないとき。
- (13) 会費以外の諸費用の支払いを連続して2ヶ月間怠ったとき。
- (14) 施設スタッフに対するEj社以外の他社への就職あっせんや引き拔きの行為を行ったとき。
- (15) 女エクの許可なく、直接施設スタッフからトレーニングを受けたとき。
- (16) 法令および公序良俗に反する一切の行為を行ったとき。
- (17) Ej社、提携治療院、提携店舗、インストラクターが会員と連絡が取れなくなった場合、もしくはセッションを3回以上無断でお休みされたとき。
- (18) その他Ej社が会員としてふさわしくないと認めたとき。

2. Ej社は、ビジターが諸施設の利用中に前項各号に該当した場合、以後諸施設の利用を一切禁止します。
3. 第1項各号に基づき除名された場合及び前項に基づき諸施設の利用を禁止された場合には、Ej社は、会員及びビジターに対し、前条各号に定める中途解約の場合の諸費用の返還に準じ、諸費用の一部を返還いたします。

第18条（利用の禁止）

会員が次の各号に該当するときは、諸施設の利用を禁止します。

- (1) 暴力団関係者であるとき。
- (2) 伝染病その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患しているとき。
- (3) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。
- (4) その他、正常な諸施設の利用ができないとEj社や提携先スタッフが判断したとき。

第19条（利用の一部制限）

会員（ビジターを含みます。）が次の各号に該当するときは、諸施設の利用を一部制限します。

- (1) 飲酒等により、安全に諸施設を利用することができないとEj社や提携先スタッフが判断したとき。
- (2) 医師等から運動、入浴等を禁止されているとき。
- (3) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。
- (4) 妊娠しているとき。
- (5) 事前の問診および検査（脈拍・血圧等。）により、安全に運動することができないとEj社や提携先スタッフが判断したとき。
- (6) その他、正常な施設利用ができないとEj社や提携先スタッフが判断したとき。